

大阪 IR カジノ計画「認定」に関する情報公開請求

国土交通省は4月14日、大阪 IR 区域整備計画を「認定」した。審査委員会の報告書を何回も読んできたが、認定手続きなどに疑問を感じて、「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和2年12月18日）」を再度チェックしてみた。

審査の基準の構成及び認定審査のプロセスとして、次のように記してある。

「IR整備法第9条第1項の規定に基づく認定の申請のあった区域整備計画については、まず、要求基準に適合するものかどうかの確認を行い、要求基準に適合しない場合には、認定を行わない。

要求基準に適合する場合は、評価基準に従って、審査委員会が評価を行い、その結果を国土交通大臣に報告する。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えない範囲内で優れた区域整備計画を認定するものとする。」

評価基準については、審査委員会報告書が公開されており、大阪 IR 計画の問題点も指摘されている。評価基準に関連して、国土交通省は7つの「条件」を提示して、計画の改善を求めている。一方、要求基準の方はいろいろ探したが、どのように審査され、その結果についての資料は見つからなかった。

それで、IR 計画を所管する観光庁に情報公開請求しようとしたが、私には手続きが難しく、知人に頼んで請求してもらおうことにした。6月13日付の請求文書は次のようである。

「大阪府市の特定複合観光施設区域計画(IRカジノ)の「認定」について
特定複合観光施設区域の整備の基本的な方針によると、まず、要求基準に適合するものかどうかの確認を行うとしています。評価基準は審査委員会が審査を行い、その結果が報告書として公表されています。要求基準はどこで審査され、審査内容はどこに公表されているのでしょうか。公表されていない場合は、審査の経過と結果などの公文書の公開を求めます。」

それから2ヶ月近く経った8月9日付で、観光庁長官名で行政文書開示決定通知書が届いた。開示する行政文書の名称は、大阪 IR 質問番号6回答、別紙1・2・3とあり、公聴会・パブコメ・説明会等の意見や質疑、大阪府・市の考え方となっている。残りの部分については、令和6年2月29日までに開示決定等をする予定。

私としては、要求基準をどこで審査して、その審査内容がどこに公表されているかを問うただけである。今回開示される文書は、こんな単純な質問に答えているは思えない。どうも観光庁の情報公開の手続きと対応に疑問を感じる。またレポートしたい。

(2023年9月2日)